

小郡市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年2月10日に小郡市教育長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月2日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第26号（令和7年11月25日付 教育総務課）分  
・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第26号（令和7年11月25日付 教育総務課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>1. 契約事務について、適正な事務処理を求めるもの</p> <p>以下の契約について、見積書提出依頼前の日付の見積書や提出日の記載のない見積書により契約締結していた。</p> <p>見積り合わせにおいては、基本的に見積書提出期限を定め、見積書を徴することとなっている。公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、市民から不適切な調達と疑念を抱かれてはならない。競争性、透明性、客観性が確保された見積り合わせを行わりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・牛乳保冷库保守点検業務</li><li>・冷凍冷蔵庫保守点検業務</li></ul>	<p>定期監査における指摘を受けて、提出された見積書に不備がないかの確認及び見積書提出依頼後に提出された見積書に基づき契約業者を決定するように徹底している。</p>